

八街市循環型社会形成推進地域計画（案）に対する意見と 市の考え方

対応項目

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
 E：その他の意見

番号	意見の要旨	対応	市の考え方
1	<p>3. 施策の内容</p> <p>「ク 有機性廃棄物の有効利用の促進」の取り組みに期待する。</p> <p>有機性廃棄物は、庭などで「キエーロ」等を利用して“土”に還すのが理想的だと思う。市でも、燃やすゴミとしてではなく資源として回収してほしい。市民が「枝葉、落ち葉、草、生ゴミなどは、ゴミではなく貴重な資源」と意識することが重要であり、これは、ゴミの削減や焼却に使うエネルギーの削減にも繋がる。</p> <p>“土”は貴重な資源であり、土が失われると循環型社会の実現が不可能である。</p> <p>「イ 環境教育の推進」にあるように、「出前講座など、環境教育の推進を行う計画」は素晴らしいことであり、ぜひ多くの取り組みを行ってほしい。循環型社会の大切さを知り、実現するために何ができるかを皆で考え、協力していくことが大切。元気に、心豊かに暮らせる八街式循環型社会が実現することを期待する。</p>	B	<p>ご意見いただきました有機性廃棄物の有効利用の促進の取り組みは、今後、ますます重要になるものと考えます。計画（案）にもあるように、剪定枝や生ゴミ等の有機性廃棄物を資源として有効利用するための研究や研修を推進するとともに、有機性廃棄物のリサイクル処理を行う民間事業者とも連携しながら有機性廃棄物の有効利用を図ってまいります。</p> <p>また、計画（案）のとおり、出前講座の実施や施設見学会による市民・事業者への積極的な啓発活動を実施し、環境教育の推進を継続的に行う予定でありますので、今後ともご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。</p>
2	<p>地元住民との約束事項を無視した内容で、八街市循環型社会形成推進地域計画を策定することは、断じて承服することができない。</p> <p>1. 約束事項 平成23年4月1日付けで締結した「八街市一般廃棄物最終処分場の管理運営に関する協定書」</p> <p>2. 地域住民が要求〔平成30年10月14日付けで文書（協定書違反に対する要求について）を八街市長</p>	E	<p>クリーンセンターの運営につきましては、地元住民の皆様にご理解を得られるよう、これまでも誠実な対話に努めてまいりました。</p> <p>また、本計画書におきまして、焼却施設の将来計画を明示いたしますとともに、地元住民の皆様とは継続した対話の申し入れを行っているところでもあります。</p> <p>今後もより誠実な対応を心がけ、八街市循環型社会形成推進地域計画を推進</p>

<p>北村新司に直接手渡し、下記違反状況を改め、誠実に履行されるよう強く求めた。] したことを蔑ろにしている。</p> <p>(違反状況)</p> <p>(1) 協定書第3条 (甲の責務) 甲は、本協議会に定める事項に違反した場合は、直ちに処分場等の操業を停止する。</p> <p>(2) 協定書第4条 (埋立て期間及び次期用地の取得) 第2条(処分場の概要)で定めた処分場の埋立て期間は、クリーンセンターの稼働期間(平成15年10月1日から平成30年9月30日まで)終了の平成30年9月30日までとする。</p> <p>(1)、(2)ともに、八街市は、協定書の規定に違反し、平成30年10月1日以降も業務(操業)を続けている。</p>	<p>したいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。</p>
--	---